

令和6年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

6 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年4月分)	・・・	1
2. 助成金制度説明会のご案内について	・・・	5
3. 運行管理者試験のご案内	・・・	7
4. 乗務員講習会のご案内	・・・	9
5. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・	13
6. 全ト協優秀運転者顕章について	・・・	16
7. 不正改造車排除運動強化月間について	・・・	20
8. 令和6年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」実施要領	・・・	21
9. 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施について	・・・	24
10. 安全衛生推進者セミナーのご案内	・・・	39
11. 陸災防香川県支部の皆様へ	・・・	40
12. 会員名簿の変更等について	・・・	41

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和6年4月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年4月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和6年4月の運賃指数の概要

1. 令和6年4月の運賃指数は、前月比増減なし、前年同月比7ポイント増の131であった。
2. 4月末現在の求車登録件数は147,329と前年同月比18,029増(13.9%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,433
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	23,469

※令和6年度は令和6年4月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

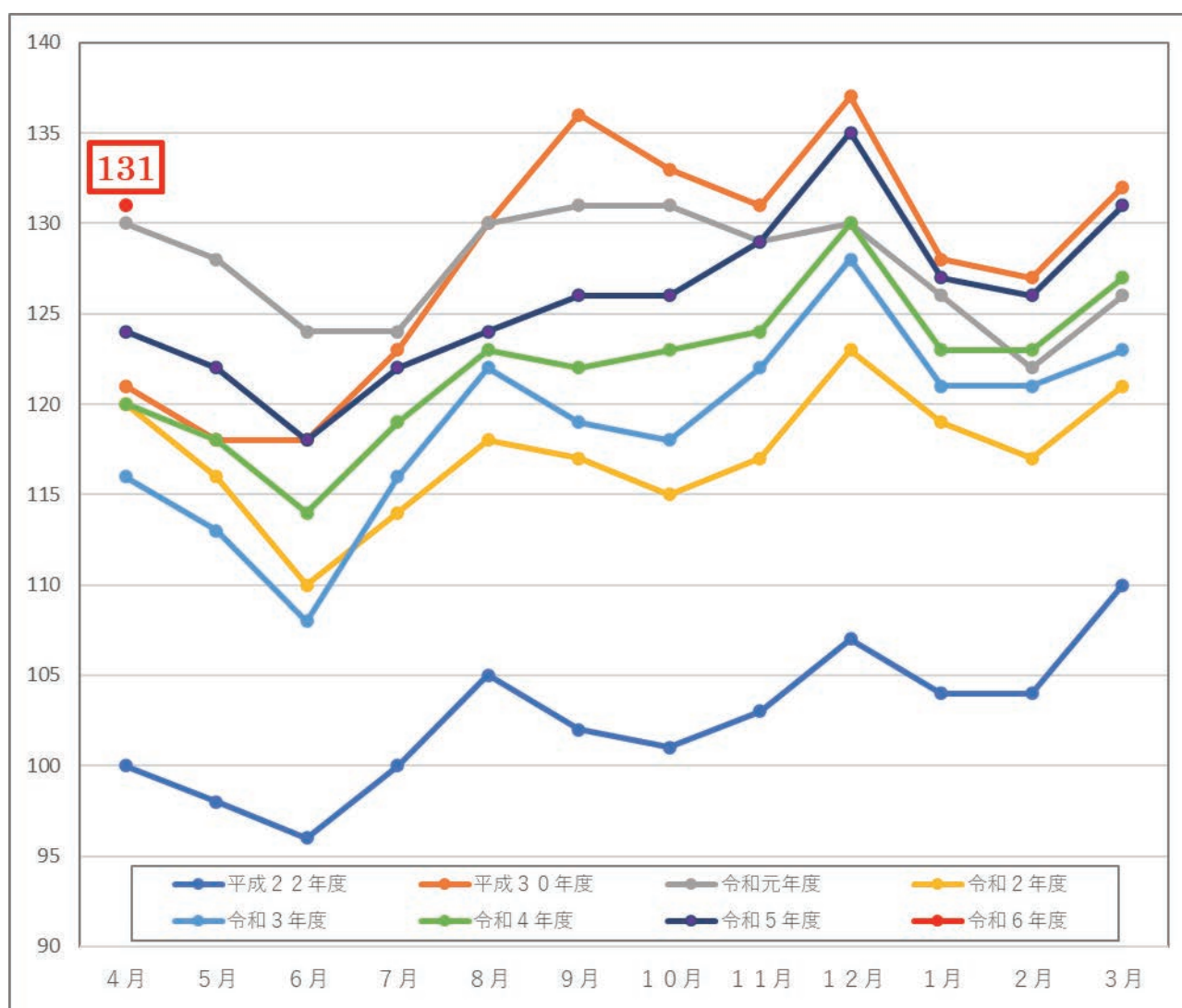
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	147,329

荷物情報 (求車)	令和6年4月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	147,329	18,029	13.9%	-35,407	-19.4%
成約件数	23,245	-1,052	-4.3%	-2,013	-8.0%
成約率	15.8%	-3.0ポイント	—	2.0ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	131											

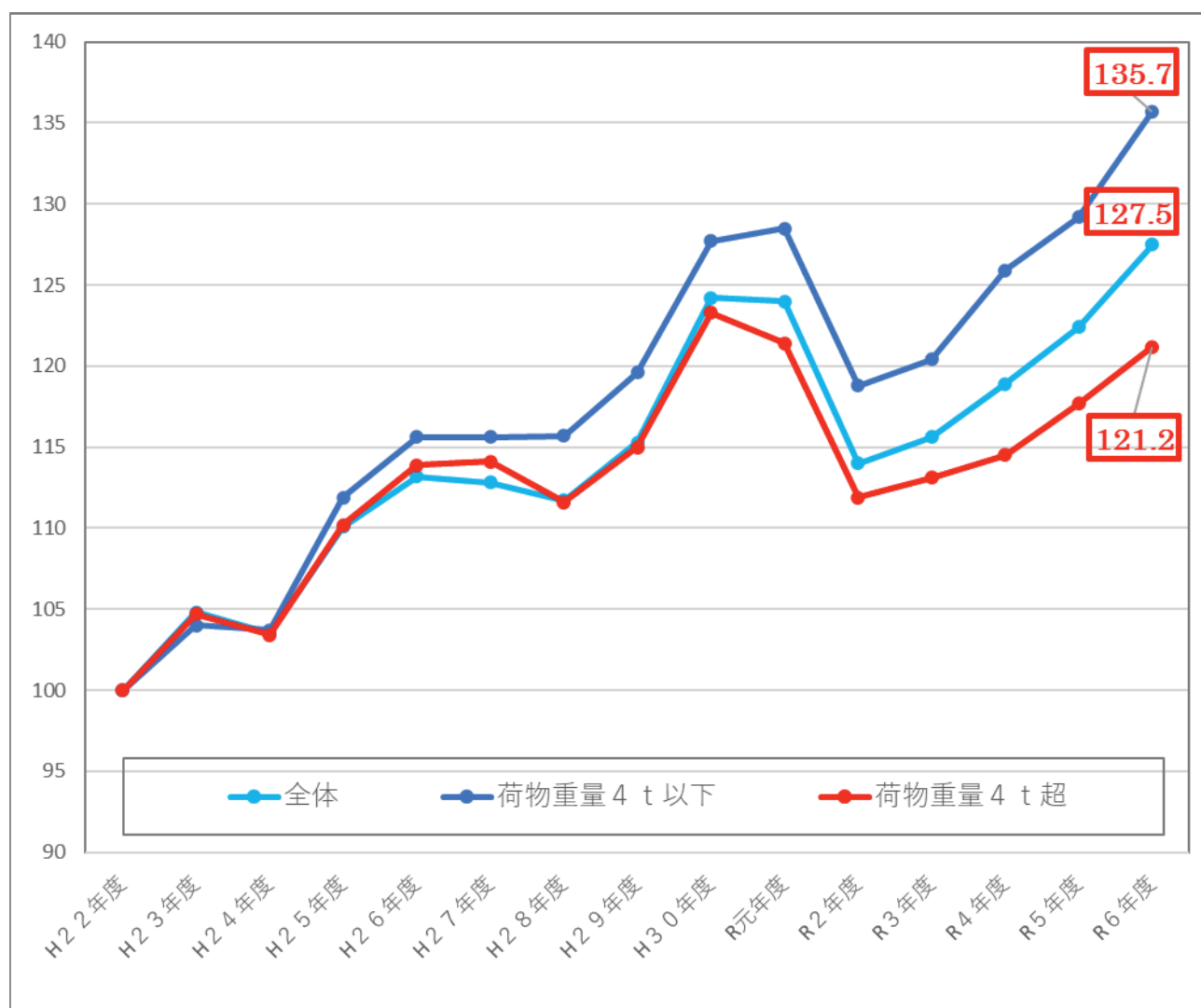


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	127.5
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	135.7
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	121.2



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和 6 年度 香ト協助成金制度説明会のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会について、下記のとおり開催いたしますので、業務ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

出席を希望される際は、別添の参加申込書にご記入のうえ、F A X（087-821-4974）にて 6 月 10 日（月）までにご返信をお願い致します。

なお、助成内容は通常総会において承認を得たうえで実施となりますことを予めご了承ください。

敬 具

記

1. 開催日時 令和 6 年 6 月 14 日（金）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）
6 月 17 日（月）13 時 30 分 ～ 15 時 30 分（予定）

2. 開催場所 6 月 14 日（金） 四国交通共済会館 大ホール
坂出市番の州公園 6 番 6 号

6 月 17 日（月） 香川県トラック総合会館 5 階大会議室
高松市福岡町 3 丁目 2 番 3 号

3. 議 題 (1) 令和 6 年度 香ト協助成金制度の概要について
(2) その他

一般社団法人 香川県トラック協会 宛

参 加 申 込 書

「令和 6 年度助成金制度説明会」に参加します。

事 業 者 名	
営 業 所 名	
出 席 希 望 者	
参 加 希 望 日 (○印記入)	・ 6 月 1 4 日 (金) 定員 80 名 ・ 6 月 1 7 日 (月) 定員 50 名

※出席を希望される事業所は6月10日(月)までに、香ト協
FAX (087-821-4974) へご返信願います。

以上

令和6年度 第1回 運行管理者試験のご案内

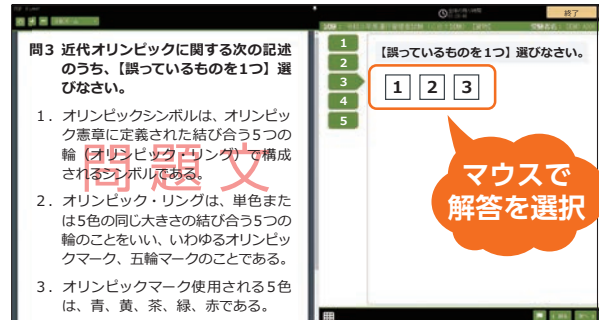
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。
また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択

個人情報確認 試験情報入力 会場・日時選択 支払方法選択 予約内容の確認 確認書の表示メールの送信

検索条件

試験日 年 月 日 カレンダー表示はこちら
現在 2024/03/29 ~ 2024/4/29 の試験予約が可能です。

国選択

地域選択

会場名

会場検索実行

【検索結果】

受験する会場の試験開始時間を選択してください。

試験日 2024/4/22

■ : 空席あり ■ : 若干の空席あり ■ : 選択不可 ■ : 非開催

ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。

試験開始時間	09:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:00	13:45	14:30	15:15	16:00	16:45	17:30
御茶ノ水ソラシティB												
御茶ノ水ソラシティC												

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和6年6月10日(月)～令和6年7月10日(水)

試験日時

令和6年8月3日(土)～9月1日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。
(試験結果は9月18日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

- ・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

- ・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和6年7月24日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト

STEP 01 受験の申請

申請情報入力

受験申込受付

受験の申請に必要な情報を入力します。

- メールアドレスの登録・確認
 - 申請情報の入力
 - 受験資格情報の入力
- *実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。
*基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。
- 本人確認書類・顔写真のアップロード
- 申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。

STEP 02 書類の審査

審査中

審査完了

提出書類の審査が完了するまでお待ちください。

***基礎講習修了予定で申請する場合、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和6年7月24日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。**

STEP 03 書類審査完了のご案内

次に試験会場と日時の予約へ

提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。

***STEP1～6までの手続を行わないと、受験の申請手続が完了しませんのでご注意ください。**

CBT試験専用サイト

STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス

CBT試験専用サイトの会場予約画面

「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。

STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払

会場・日時の予約

希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。

***支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和6年8月2日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。**

***支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和6年8月2日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。**

STEP 06 申請手続完了

受験確認書

受験確認書メール

入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。

***受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験事務センターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。**

試験当日

STEP 07 試験当日

受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)

***試験当日、受付時に顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。**

***試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。**

CBT試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験事務センター

TEL 03-6635-9400

(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
※オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和6年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和6年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成16年度より国土交通省告示1366号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員一般講習
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和6年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 251 回	6 月 22 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町 3 丁目 3-6
	第 252 回	6 月 22 日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第 251 回 (AM) 第 252 回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第 251 回 (AM) 第 252 回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和・平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
	参加希望講習 (○印記入)	第 251 回 (AM) 第 252 回 (PM)		小型

※ 香ト協（FAX 087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

令和 6 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 6 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和 6 年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 110 回	令和 6 年 9 月 14 日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町 3 丁目 3-6
	第 111 回	9 月 14 日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 110 回 (AM) ・ 第 111 回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 110 回 (AM) ・ 第 111 回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型
		月 日 (満 歳)		中型
参加希望講習 (○印記入)		第 110 回 (AM) ・ 第 111 回 (PM)		小型

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください

令和 6 年 6 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・11 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年 4月25日(木)	第8回 令和6年12月 5日(木)
第2回 5月23日(木)	第9回 令和7年 1月30日(木)
第3回 6月 6日(木)	第10回 2月 6日(木)
第4回 7月 4日(木)	第11回 3月27日(木)
第5回 8月29日(木)	
第6回 9月26日(木)	
第7回 10月24日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和6年 5月 9日(木)	第5回 令和7年 1月23日(木)
第2回 7月11日(木)	第6回 3月13日(木)
第3回 9月12日(木)	
第4回 11月 7日(木)	

2. 開催時間 9：30 ～ 17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和6年 4月25日（木）		令和6年 12月 5日（木）
終了	5月23日（木）		令和7年 1月30日（木）
	6月 6日（木）		2月 6日（木）
	7月 4日（木）		3月27日（木）
	8月29日（木）		
	9月26日（木）		
	10月24日（木）		

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和6年 5月 9日（木）		令和7年 1月23日（木）
	7月11日（木）		3月13日（木）
	9月12日（木）		
	11月 7日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

令和6年6月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を7月31日（水）までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意くださいます。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・無違反であった者

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする）

2. 「無事故・無違反についての基準」

- ① 人身に係る事故を起こした者
 - ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
 - ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者
- 以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

以上

優秀運転者顕章候補者推薦に係る留意事項

1. 記入方法

別添1の推薦書に、候補者名（ふりがな併記）、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反歴（開始年月日及び期間）、運転免許証番号（12桁）を正確に記入してください。
なお、過去に受章歴がある場合は、備考欄にご記入（〇〇年〇章）ください。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和6年（2024年）5月末までの期間とします。期間については、以下の基準の概要及び別紙早見表（参考）をご覧ください。

基準の概要

章の種類	無事故・無違反開始年月日
○金十字章（満20年以上）	平成16年(2004年)6月1日以前
○銀十字章（満10年以上）	平成16年(2004年)6月2日から (平成26年(2014年)6月1日まで)

2. 提出方法及び提出書類

原則メールにて提出ください。（書類データが必要な場合もお問い合わせください。）

メールでの提出が難しい場合は、郵送いただいても構いません。

受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、次の3点に注意されご提出願います（特に②については、ご提出の際の推薦書の落丁を防ぐためにも、必ず全てのページにご記入願います）。

- ① 候補者を事業所ごとにまとめてください。
- ② 推薦書の全ページに「通し番号（ページ番号）」を振ってください。
- ③ 提出時のメールの件名は「優秀運転者顕彰候補者推薦について」としてください。

（提出書類）

- 1) 「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添1）
※過去に受章歴がある場合は、別添①の備考欄に記入（〇〇年〇章）ください。
- 2) 無事故無違反が証明できるもの
※自動車安全運転センター発行「無事故無違反証明書」や「SDカード」など
※締日は基準日である令和6年5月31日以降のものをご提出ください。

3. 問合せ先・提出先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課（担当 明石）

（電話番号）087-851-6381

（住所）〒760-0066 高松市福岡町3-2-3

（メールアドレス）akashi@kagawa-truck.jp

※提出のほか書類データが必要な場合も、ご利用ください。

4. 提出期限

令和6年7月31日（水）（締切厳守）

以上

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号（12桁）																備 考
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	
			自 昭・平 年 月 日 年 第																	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日																	

推薦者名簿の通し番号 ページ

○金章…平成16年6月1日以前
○銀章…平成16年6月2日から平成26年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

記入例

「優秀運転者顕章」候補者推薦書

(香川県トラック協会)

[illegible]

推薦者名簿の通し番号

1 ページ

○金章…平成16年6月1日以前

○銀章…平成16年6月2日から平成26年6月1日まで

※当推薦書に記載された候補者の情報（個人情報）は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

不正改造車を 作らない!!! 乗らない!!!

不正改造車の使用者

整備命令の発令

↳ 従わない場合使用停止命令の発令

不正改造を実施した者

6ヵ月以下の懲役

又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

www.tenken-seibi.com

令和6年度「トラック運送業界における不正改造車排除運動」 実施要領

令和6年4月26日
(公社) 全日本トラック協会

1. 目 的

我が国の交通事故の発生件数等の現状を見ると、依然として改善が求められる状況であり、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっている。

このような状況に鑑み、国土交通省を中心とした「不正改造車を排除する運動」が展開されるが、トラック運送業界としても、トラックに対象を絞り、全国的に不正改造車を排除するために、各都道府県トラック協会の協力を得て、積極的な運動を展開する。

2. 実施期間

「不正改造車排除運動」は年間を通じた運動とするが、地域の事情や要請を考慮して各都道府県トラック協会が設定する1ヶ月間を強化月間とし、特に重点をおいて運動を実施する。

3. 不正改造項目

《重点排除項目》

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラスならびに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

《基本排除項目》

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

4. 実施内容

- (1) 全ト協「広報とらつく」5月15日号に運動内容を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (2) 全ト協ホームページ上に「不正改造車排除運動」の実施内容及び自主点検票を掲載し、トラック事業者等へ周知を図る。
- (3) 適正化事業巡回指導時において、事業所への啓発・指導を実施する。

5. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 全ト協「広報とらつく」、「全ト協ホームページ」掲載の実施内容を参考にして、各地方トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 各地方トラック協会の運動については、各都道府県トラック協会の強化月間終了後、実施結果を別添4により、速やかに全ト協交通・環境部あてに提出するようお願いします。

以 上

不正改造防止自主点検票

点 検 の 実 施 の 日	年 月 日	点 検 の 実 施 の 者	職 責	
			氏 名	
事 業 者 名				
事 業 場 名				
点 検 事 項	点 検 内 容		チ ャ ッ ク 欄	
			適	要 改 善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)
		従業員車両	無	有(台)
		その他	無	有(台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和 6 年 2 月 27 日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者 1,045 人、うち死亡者は 28 人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業 202 件、製造業 220 件となっており、全体の約 4 割がこれら 2 つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号）に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

2 期間

令和 6 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、令和 6 年 4 月を準備期間とし、令和 6 年 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

- 4 協賛
公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会
- 5 後援（予定）
関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携
各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施
- 7 主唱者の実施事項
 - （1）厚生労働省の実施事項
 - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料（チェックリストを含む）等の作成、配布
 - イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - （ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
 - （イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
 - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
 - （2）各労働災害防止協会等の実施事項
 - ア 会員事業場等への周知啓発
 - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
 - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
 - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 8 協賛者の実施事項
 - （1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
 - （2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項
期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととする。重点とすべき事項を以下に特記する。
 - （1）準備期間中
 - 暑さ指数（WBGT）の把握の準備（10 の（1）のア）
 - 作業計画の策定等（10 の（1）のイ）
 - 緊急時の対応の事前確認等（10 の（1）のク）

(2) キャンペーン期間中

暑さ指数(WBGT)の把握と評価(10の(2)のア及びイ)

作業環境管理(10の(2)のウ)

作業管理(10の(2)のエ)

健康管理(10の(2)のオ)

異常時の措置(10の(2)のキ)

(3) 重点取組期間中

作業環境管理(10の(3)のア)

作業管理(10の(3)のイ)

異常時の措置(10の(3)のオ)

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数(WBGT)の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数(WBGT)が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数(WBGT)に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値(別紙表1)を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮すること。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表３及び別紙表４に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、（１）から（３）までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（２）のクに掲げる業務について教育を行う。

ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

（２）キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照：

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール：

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf

イ 暑さ指数（WBGT）の評価

実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

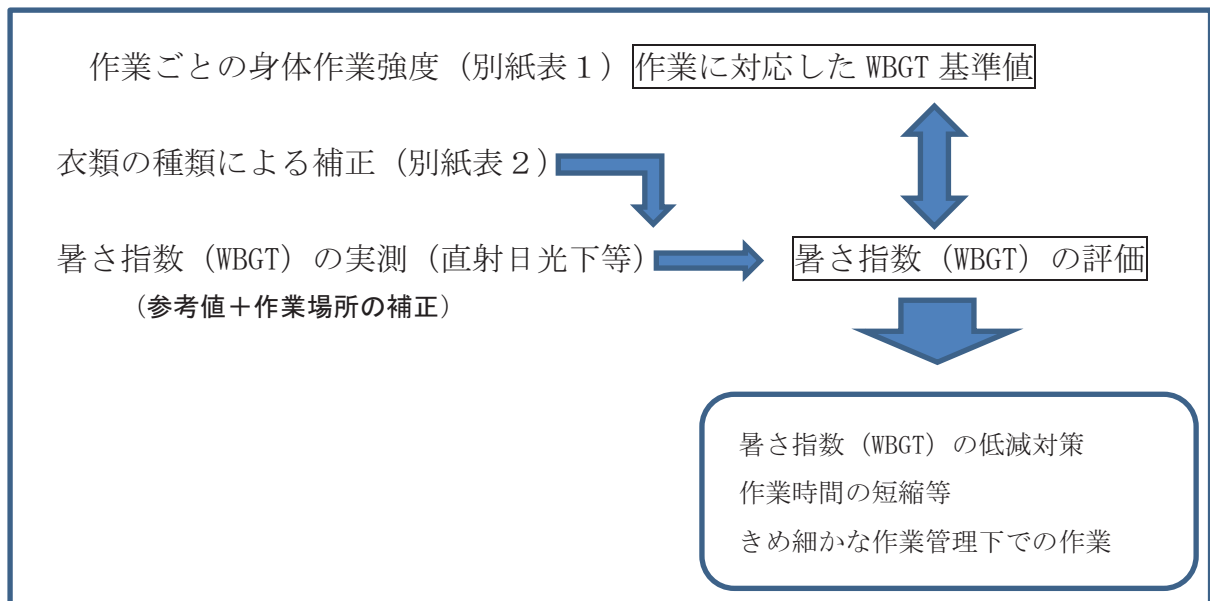


図 暑さ指数（WBGT）の評価と評価結果に基づく措置

ウ 作業環境管理

（ア）暑さ指数（WBGT）の低減等

（１）のウで検討した暑さ指数（WBGT）の低減対策を行う。

（イ）休憩場所の整備等

（１）のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷た

いおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数 (WBGT) が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1) のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると 4 日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する (※)。

熱に順化している状態	夏休み(4日間)				順化の喪失
	1	2	3	4	

暑熱順化ができていない場合には、特に (2) のエの (ア) に留意の上、作業を行う。

※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら 7 日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4 日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に 7 日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GW などを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業員へ周知する。

(エ) 服装等

(1) のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

(オ) プレクーリング

暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保する。

カ 労働衛生教育

(1) のカの教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表 4 に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。
- (イ) ウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ) 作業場所の暑さ指数 (WBGT) の把握と結果の評価を行うこと。
評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) のウの (ア) の暑さ指数 (WBGT) の低減効果を再確認し、必要に応

じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数（WBGT）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数（WBGT）に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び脚の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下での平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕；腕及び脚の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所で走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注 1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注 3（参考 1）身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業員において、WBGT 基準値～1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業員においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考 1 に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考 2 に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(エ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業員との間で 2 人 1 組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考 2）

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20%減少させる効果があることもわかっている。

表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響はもっと小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 暑さ指数（WBGT）（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（暑さ指数（WBGT）の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・ 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） ・ 労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・ 熱中症予防対策事例	150分
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急連絡網の作成及び周知 ・ 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ 暑さ指数（WBGT）の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約800人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R6.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐	服装	準備期間に検討した服装を着用
☐	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐	暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐	ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※ <u>全身を濡らして送風すること</u> などにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

参加費
無料

安全衛生推進者のための

労働災害防止対策セミナー

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

1. 日 時: 令和6年8月2日(金)13:30～16:00

2. 場 所: 香川県トラック総合会館 5階大会議室
高松市福岡町3丁目2-3

セミナーの内容

- ・陸運業における労働災害発生状況
- ・安全衛生推進者の職務
- ・モデル安全衛生管理規程
- ・災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

3. 定 員: 40名 (申込締切: 7月19日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。)
※受講票等は送付しません。

4. 受講証明: セミナー受講者には、受講証明書を交付します。
(本セミナーは、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先: 陸災防香川県支部 TEL 087-851-6251

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書 (送信先 FAX 087-821-4974)

ふりがな 参加者氏名	①	②
事業場名		
所在地	〒 ー	
電話・担当者氏名	TEL() ー	ご担当者:

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251



会員名簿の変更等について

令和6年6月1日

当協会発行の会員名簿(令和5年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
20	有限会社 豊中運送	【 退 会 】

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。